

平成 2 4 年海事代理士試験

筆記試験問題

1 時限 (9:00 ~ 10:30)

- 1 . 憲法
- 2 . 民法
- 3 . 商法
- 4 . 国土交通省設置法

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、□ア□の存する日本国民の総意に基く。
- (2) 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その□イ□を受け議決を経なければならない。
- (3) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の□ウ□に立脚して、制定されなければならない。
- (4) 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、□エ□で責任を問はれない。
- (5) 公務員を選定し、及びこれを□オ□することは、国民固有の権利である。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 同一の租税ほ脱行為に対して重加算税による制裁の上に、刑事罰としての罰金を重ねて科することは日本国憲法第39条が禁止する二重処罰に当たらない。
- イ. 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、条例でこれを定める。
- ウ. 国民健康保険料は、強制的に徴収されるものであり、租税に類する性格を持つことから、租税法律主義を定める日本国憲法第84条が直接適用される。
- エ. 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣で組織する。
- オ. 日本国憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定することは内閣の事務として規定されているが、政令には、特にその法律の委任がある場合に限り、罰則を設けることが出来る。
- カ. 税関検査は、関税徴収手続きの一環として行政権によって行われるものであり、表現の事前調査たる側面を有するものであるから、日本国憲法第21条第2項にいう「検閲」に当たる。
- キ. 法律案について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、衆議院の議決を国会の議決とする。
- ク. 衆議院が解散されたときは、その後に行われた衆議院議員の選挙の日から30日以

内に、国会を召集しなければならない。

- ケ． 日本国憲法第17条は、公務員の不法行為により損害を受けたときは、国又は公共団体に対し損害賠償を求める権利を保障しているが、法律により、国又は公共団体の賠償責任を免除、又は制限する規定を設けたとしても、ただちに違憲とはならない。
- コ． 参議院が衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内にその法律案の議決をしないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、□ア□があった時から遅滞の責任を負う。
- (2) 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、□イ□は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- (3) 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。
- 一 共益の費用
 - 二 雇用関係
 - 三 葬式の費用
 - 四 □ウ□
- (4) 不動産の賃貸借は、これを□エ□したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。
- (5) 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって□オ□で遺言をすることができる。

2. 民法及び判例を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 第35条第1項ただし書に規定する外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に登記しなければならない。
- イ. Aは、Bに欺罔されて、自己所有の動産をBに売却した。さらに、Bが、Cに対してこれを売却した場合、Cが欺罔の事実を知っていたとしても、Aは占有回収の訴えにより返還を請求することができない。
- ウ. 不当利得による悪意の受益者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。この場合において、なお損害のあるときは、その賠償の責任を負う。
- エ. 第三者による詐欺によって婚姻をした者は、相手方がその事実を知らなくても、婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。
- オ. 金銭債務不履行の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要せず、また、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。
- カ. Aは、Bから動産を購入するため、Cに代理権を付与し売買契約を締結したが、Bがその動産の所有権を有していなかった場合、Aは、Bの所有について善意無過失であれば、即時取得によりこの動産の所有権を取得する。
- キ. 債権は10年間行使しないとき、それ以外の財産権は20年間行使しないときに消滅

する。

- ク． Aが、Bから賃借した土地の上に建物を所有し、Cに賃貸している場合、Cは、Aの意思に反しても、AのBに対する地代を弁済することができる。
- ケ． 消滅時効により消滅した債権は、消滅する前に相殺可能な状態であっても、同額の債務と相殺することはできない。
- コ． Aは、Bから預かっているB所有の動産を、自分の物であると偽って善意無過失のCに売却し、以後、Cのためにその動産を預かることを約束した場合、Cは、即時取得によりこの動産の所有権を取得する。

3. 商 法

1. 次の文章は、商法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) □ア□ハ特ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ船舶ノ利用ニ関スル一切ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- (2) 先順位ノ□イ□アルトキハ救助料ノ額ハ□イ□者ノ債権額ヲ控除シタル残額ニ超ユルコトヲ得ス
- (3) 共同海損ノ□ウ□ニ付テハ船舶ノ価格ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル価格トシ積荷ノ価格ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル価格トス但積荷ニ付テハ其価格中ヨリ滅失ノ場合ニ於テ支払フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ヲ控除スルコトヲ要ス
- (4) □エ□ニ於テハ船長ハ特ニ委任ヲ受ケタル場合ヲ除ク外海員ノ雇入及ヒ雇止ヲ為ス権限ノミヲ有ス
- (5) 二人以上ノ船荷証券所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキハ船長ハ遅滞ナク運送品ヲ□オ□シ且請求ヲ為シタル各所持人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス船長カ第七百七十一条ノ規定ニ依リテ運送品ノ一部ヲ引渡シタル後他ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其残部ニ付キ亦同シ

2. 法令の規定を参照した次のア～コのうち正しいものを5つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 運送人は、荷送人等が、運送の中止、運送品の返還等の処分を命じた場合は、その指示に従わなければならないが、指図に従って処分をなしたときは、運送賃全額、立替金、及び運送の処分によって生じた費用の弁済を請求することができる。
- イ. 傭船者が運送品を船積すべき期間に定めがある場合、その期間は、船積準備整頓の通知があった日の翌日より起算する。
- ウ. 船舶所有者は、傭船者又は荷送人に対して、堪航能力を備えた船舶を提供しなければならないが、この堪航能力とは、船舶自体が安全に航海できる能力を指すものであり、船舶による運送委託を受けた貨物を通常の上危険に耐えて安全に目的地まで運送できる能力までは含まない。
- エ. 共同海損が成立するには、船舶及び積荷に対する共同の危険が存在することが必要であるが、この危険が利害関係人である船主の過失によって生じたものであっても成立する。
- オ. 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足るべき書類に積荷の実価より低い価格を記載した場合には、その積荷の利害関係人は、記載価格に応じて共同海損を分担する。
- カ. 海上運送人が、陸揚港において複数の船荷証券のうちの1通の所持人から運送品

の引き渡しを請求された場合、海上運送人は、他に所持人が複数いることを知っていても、他の船荷証券の提供がないという理由で積荷の引き渡しを拒むことはできず、引き渡しにより、他の所持人の船荷証券は失効する。

- キ． 船舶管理人を除く各船舶共有者は、他の共有者の承諾を得ずに、その持分の一部または全部を他人に譲渡することができるが、船舶を譲渡する場合には、各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもってこれを決する。
- ク． 船舶先取特権の効力は、その債権が生じた航海における未収の運送賃に対して及ぶのに対し、船舶抵当権の効力は及ばない。
- ケ． 船長は、その職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明しなければ、利害関係人に対して損害賠償の責任を免れることができないが、船舶所有者の指図に従ったときにはこの限りではない。
- コ． 航海の途中で不可抗力により積荷を売却したときは、売却によって得た代価から、運送賃、その他の費用を控除したものと保険価額との差額を保険者の負担とする。

4 . 国土交通省設置法

1 . 次の文章の下線部について、正しい場合は解答欄に 〇 を、誤っている場合は解答欄に × を記入せよ。(各 1 点)

- (1) 地方運輸局において、旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。) 及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関する事務を所管しているのは海事振興部又は海事部である。
- (2) 地方運輸局において、海事代理士に関する事務を所管しているのは海事振興部又は海事部である。
- (3) 地方運輸局において、船舶のトン数の測度及び登録に関する事務を所管しているのは海上安全環境部又は海事部である。

2 . 次に掲げる法令の名称を、解答欄に記入せよ。(各 1 点)

- (1) 国土交通省に海事局を置くことを規定する法令
- (2) 地方運輸局の名称、位置及び管轄区域を規定する法令
- (3) 海事事務所の所掌事務及び管轄区域を規定する法令

3 . 次に掲げる国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称とその管轄区域の組み合わせとして、正しいものには 〇 を、正しくないものには × を解答欄に記入せよ。(各 1 点)

(地方運輸局の名称)		(管轄区域)
(1) 中部運輸局	-	山梨県
(2) 北陸信越運輸局	-	福井県
(3) 関東運輸局	-	静岡県
(4) 近畿運輸局	-	三重県

平成 2 4 年海事代理士試験
筆記試験問題

2 時限 (10:50 ~ 11:50)

- 5 . 船員法
- 6 . 船員職業安定法
- 7 . 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5 . 船員法

1 . 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) この法律で船員とは、ア又はア以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組むイ及びウ並びに予備船員をいう。
- (2) 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、エを備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。
- (3) 相続その他のオの場合を除いて、船舶所有者の変更があったときは、雇入契約は、終了する。
- (4) 有給休暇は、カの定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。
- (5) 船舶所有者は、国土交通大臣が指定する医師が船内労働に適することを証明したキを持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。
- (6) 船員の船舶所有者に対する債権は、ク年間(退職手当の債権にあつては、ケ年間)これを行わないときは、コによって消滅する。
- (7) サは、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。
- (8) 船員法によって国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあつては、国土交通省令の定めるところにより、日本のシがこれを行う。

2 . 法令の規定を参照した次の文章のうち正しいものには を、正しくないものには を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 休息時間は1日について3回以上分割して与えることができる。
- (2) 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。これに違反した場合は、5年以下の懲役に処される。
- (3) 船員が負傷又は疾病により職務に堪えないため、船舶所有者が雇入契約を解除した場合、船舶所有者は、当該船員に1カ月分の給料と同額の雇止手当を支払わなければならない。
- (4) 船員法第60条には、船員の1日あたりの労働時間は8時間以内であり、1週間あたりの労働時間は基準労働期間について平均40時間以内である旨規定されている。
- (5) 船舶が外国の港にあるときは、労働関係に関する争議行為をしてはならない。

3 . 船員法第97条には、常時10人以上の船員を使用する船舶所有者が就業規則において定めなければならない事項が4つ規定されているが、当該事項のうち「給料その他の報酬」以外の3つを答えよ。(3点)

6 . 船員職業安定法

1 . 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 無料船員職業紹介許可事業者は、毎年4月30日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係るアを作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (2) 船員職業安定法第58条の規定による船員派遣事業の許可書の交付を受けた者が死亡した場合又は法人が合併により消滅した場合のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日の翌日から起算してイ以内に、船員派遣事業を行うすべての事業所に係る許可証を国土交通大臣に返納しなければならない。
- (3) 船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、船員派遣契約の締結に際し、当該船員派遣契約に基づく船員派遣に係るウを特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。
- (4) 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えてエを行わせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第77条第1項各号に掲げる事項を記載し、当該台帳をオ間保存しなければならない。

【語群】

- | | | | | |
|-------------|-----------|--------------|-----------|--------|
| 1 . 船員の労務管理 | 2 . 3年 | 3 . 派遣船舶 | 4 . 6ヶ月 | 5 . 5年 |
| 6 . 帳簿書類 | 7 . 派遣人数 | 8 . 10日 | 9 . 事業報告書 | |
| 10 . 管理台帳 | 11 . 派遣船員 | 12 . 船員の職業紹介 | 13 . 3ヶ月 | |
| 14 . 船員の募集 | 15 . 30日 | | | |

2 . 法令の規定を参照した次の文章のうち正しいものには を、正しくないものには を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業安定法第76条の規定による派遣元責任者の選任は、船員派遣元事業主の事業所ごとに当該事業所に専属の派遣元責任者として自己の雇用する者の中から選任しなければならないが、船員派遣元事業主(法人である場合は、その役員)を派遣元責任者とすることはできない。
- (2) 無料船員職業紹介許可事業者の従業者は、いかなる名義であっても、船員職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。
- (3) 船員職業安定法において「船員労務供給」とは、供給契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを含まないものとする。

- (4) 船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第1条第1項に規定する船舶以外の船舶において就業させるための船員派遣（外国船舶派遣）をしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 船員派遣元事業主は、船員職業安定法第61条第1項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書を国土交通大臣に提出するとともに、手数料を納付しなければならない。

7 . 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1 . 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的とする。
- (2) 国土交通大臣は、海技士（航海）に係る海技免許にあっては船舶の航行する及び船舶のの区分ごとに、海技士（機関）に係る海技免許にあっては船舶の航行する及び船舶のの区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定（以下「履歴限定」という。）をすることができる。
- (3) 国土交通大臣は、海技免状の有効期間の更新の申請があった場合には、その者が国土交通省令で定める基準を満たし、かつ、国土交通省令で定めるを有する者、を有する者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者または、の課程を修了した者でなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。
- (4) 小型船舶操縦士国家試験において、国土交通大臣の登録を受けたの課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。
- (5) 海技試験は、船舶職員として必要な知識及びを有するかどうかを判定することを目的としている。
- (6) 小型船舶操縦者は、、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。

2 . 船舶職員の乗り組み基準に関する法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(7点)

- (1) 国土交通大臣は、船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の態様が特殊であることその他の国土交通省令で定める事由により、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保することができることを認める船舶については、からの申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。なお、乗組み基準によらないことの許可をするときは、当該船舶にその指定する職の船舶職員として乗り組ませるべき海技士の資格を指定して行うほか、船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、又はを付し、及びこれを変更することができる。
- (2) (1)に掲げる国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
 - ・ 船舶が特殊の構造又は装置を有していること。

- ・航海の態様が特殊であること。
- ・入渠し、又は修繕のため係留していること。
- ・の地を根拠地として専らその近傍においてに従事すること。
- ・日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合するを受有する者が乗り組むこととされていること。
- ・前各号に定めるもののほか、乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由

(3) (1)に掲げる国土交通大臣の許可を申請する者は、申請書を行政官庁に提出しなければならない。

3. 四級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船 舶	期 間	資 格	職 務
総トン数200トン以上の平水区域を航行区域とする船舶、	3年以上	-	船舶の運航
総トン数20トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数20トン以上の漁船	1年以上	五級海技士（航海）	船長又は航海士

今ここに、現在40歳の者が以下の(1)～(3)において、四級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。（3点）

- (1) 20歳から22歳までの間に、総トン数499トンの平水区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当直部員として2年6月乗り組んだ履歴及び39歳のときに、総トン数199トンの沿海区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する一等航海士として6月乗り組んだ履歴
- (2) 33歳から34歳までの間に、総トン数499トンの甲区域内において従業する漁船に、甲板部の当直部員として1年6月乗り組んだ履歴及び37歳から38歳までの間に、総トン数199トンの沿海区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する一等航海士として9月乗り組んだ履歴
- (3) 38歳から39歳までの間に、総トン数199トンの沿海区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する一等航海士として4

月 1 日午前 8 時から同年 9 月 30 日午前 4 時まで乗り組んだ履歴及び総トン数 499 トンの遠洋区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する一等航海士として、同年 10 月 1 日午前 9 時から翌年 3 月 31 日午後 8 時まで乗り組んだ履歴。

平成24年海事代理士試験

筆記試験問題

3時限（13:00～14:50）

- 8．海上運送法
- 9．港湾運送事業法
- 10．内航海運業法
- 11．港則法
- 12．海上交通安全法
- 13．海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

8 . 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) 人の運送をする不定期航路事業（海上運送法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を除く。）を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日のまでに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、に定める運航を怠つてはならない。
- (3) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びにを公示しなければならない。
- (4) 旅客不定期航路事業を営もうとする者は、ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (5) 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣のを受けなければならない。
- (6) 海上運送法において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（の旅客定員を有する船舶をいう。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業ととに分け、「」とは、その他の定期航路事業をいう。
- (7) 国土交通大臣は、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のためを締結することを命ずることができる。
- (8) 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定める手続により、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 2 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する

9 . 港湾運送事業法

1 . 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業者は、事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 港湾運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (3) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、港湾ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (5) 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に50パーセントを乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。

2 . 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及びアごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣のイを受けなければ、その効力を生じない。
- (3) ウ事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明を行う事業をいう。
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日からエ年を経過しない者は、港湾運送事業の許可を受けることができない。
- (5) 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日のオ日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

10 . 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、アのその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- (2) 総トン数イの船舶であつて長さウのものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日からエに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 内航海運業者は、そのオを他人に内航海運業のため利用させてはならない。
- (4) 国土交通大臣は、カを公衆の縦覧に供しなければならない。
- (5) 内航海運業法の規定は、もつぱら湖、沼又はキにおいて営む内航海運業に相当する事業に準用する。
- (6) 内航海運業法において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。）以外の船舶による海上におけるクの運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。
- ケのみをもつて運転し、又は主としてケをもつて運転する舟
 - 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項の漁船
- (7) 内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項をコの前面（コのない船舶にあつては、左げん側中央部）に表示するものとする。

1 1 . 港則法

1 . 法令の規定を参照した次の文章中、内に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又はアが常時出入する港であって、政令で定めるものをいう。
- (2) 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、イで港長のウを受けなければならない。
- (3) 特定港内において使用すべきエ信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- (4) 特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶をオさせ、又はドックに出入りさせようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。
- (5) 特定港内において端艇競争その他のカをしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。
- (6) 危険物を積載した船舶は、特定港においては、キの指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊のク並びに危険物の種類、数量及びケに鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。
- (7) コを航行区域とする日本船舶は、特定港に入港した場合においても、入港届を港長に提出することを要しない。

12 . 海上交通安全法

1 . 法令の規定を参照した次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律の適用される海域は、東京湾、ア及び瀬戸内海の3海域である。
- (2) 航路を航行する義務のある船舶は、長さイメートル以上の船舶である。
- (3) ウ又はその周辺海域で工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならないが、許可を要しない行為として、海面の最高水面からの高さがエメートルをこえる空域における行為、海底下オメートルをこえる地下における行為等が国土交通省令で定められている。
- (4) 法第31条第1項の規定により届出をしようとする者は、届出書カ通を当該届出に係る行為に係る場所を管轄する海上保安監部、海上保安部又はキの長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。
- (5) 巨大船、積載している危険物がクである総トン数2万5000トン以上の危険物積載船等の船長は、航路外から航路に入ろうとする日のケまでに、船舶の名称、総トン数等を通報しなければならないが、航路入航予定時刻のコまでの間においてその通報した事項に関し変更があったときは、当該航路入航予定時刻のコにその旨を通報し、以後その通報した事項に関し変更があったときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により水底土砂を海洋に投入処分しようとする者は、あらかじめの許可を受けなければならない。
- (2) 廃棄物の排出に常用する船舶として登録した船舶の船舶所有者は、当該船内にを備え置き、かつ、指定された登録番号をに表示しなければならない。
- (3) 日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行う以上のタンカーの船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通省令で定める事項をに通報しなければならない。

【語群】

- | | | |
|------------------|---------------|-----------|
| (ア) 1. 国土交通大臣 | (イ) 1. 申請書 | (ウ) 1. 船尾 |
| 2. 環境大臣 | 2. 登録済証 | 2. 船内 |
| 3. 海上保安庁長官 | 3. 実施計画 | 3. 船外 |
| (エ) 1. 総トン数150トン | (オ) 1. 国土交通大臣 | |
| 2. 総トン数200トン | 2. 環境大臣 | |
| 3. 総トン数400トン | 3. 海上保安庁長官 | |

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶間貨物油積替えに関する業務の管理は、乗組員の中から選任された油濁防止管理者が行わなければならない。
- (2) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、海上保安庁長官に届け出なければならない。
- (3) この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ゴミ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもののみをいう。
- (4) 国際航海に従事する総トン数200トン以上の船舶の船長は、当該船舶に燃料油を搭載する場合には、燃料油供給証明書を2年間船内に備え置かなければならない。
- (5) この法律において、油又は有害液体物質が国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がっていることを発見した者は、遅滞なく最寄りの海上保安機関に通報しなければならない義務が課せられているが、通報しなくても罰則はかからない。

平成24年海事代理士試験

筆記試験問題

4時限（15:10～17:00）

14．船舶法

15．船舶安全法

16．船舶のトン数の測度に関する法律

17．造船法

18．国際航海船舶及び国際港湾施設の
保安の確保等に関する法律

14 . 船舶法

1 . 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本船舶の所有者は、アにイを定め、そのイを管轄する管海官庁に船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
- (2) 日本船舶が滅失若しくは沈没したとき、解撤されたとき又はウしたとき若しくは船舶法第20条に掲げる船舶となったときは、船舶所有者は、その事実を知り得た日よりエ以内に抹消の登録をし、かつ、遅滞なくオを返還しなければならない。
- (3) 船首両舷の外部に船名、船尾外部の見やすい場所に船名及び船籍港をカ以上の漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又は国土交通大臣の指定する記号を以て記すこと。
- (4) 外国において取得した船舶を外国の各港の間において航行させようとするときは、船舶所有者はキにその船舶の測度を申請することができる。
- (5) 信号符字の点附又は取消はクにこれをケする。
- (6) 管海官庁は総トン数の測度を行った場合、コ及び総トン数計算書の謄本を申請者に交付しなければならない。

2 . 次の文章のうち、正しいものには を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 誰でも手数料を納付すれば、総トン数計算書の謄本又は抄本の交付を申請することができる。
- (2) 船舶の総トン数の改測の結果、総トン数が20トン未満であると判明した場合は、測度手数料は徴収されない。
- (3) 日本国内において交付する仮船舶国籍証書の有効期間は1年を超えてはならない。
- (4) 船舶安全法施行規則44条の規定に基づく試運転により航行する場合、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の受有後でなければ航行してはならない。
- (5) 日本船舶の所有者は、船籍港を管轄する管海官庁に備えた船舶原簿に登録をした後、登記をしなければならない。
- (6) 信号符字は、総トン数100トン以上の船舶については、船舶所有者の申請により点附又は取消することができる。
- (7) 総トン数計算書又は船舶原簿の閲覧を請求するときは、1船舶1回につき450円の手料を納めなければならない。
- (8) 船籍港の変更(船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域内での変更)及び船名の変更の変更登録申請を同時に行う場合の手料は1万3500円である。
- (9) 船舶法第7条に規定する事項を船舶に標示していない場合は、船舶所有者を30万円以下の罰金に処する。
- (10) 日本の法令により設立された会社で、代表者の全員が日本国民であり、業務を執行する役員8人のうち、4人が日本国民であれば日本船舶を所有することができる。

15 . 船舶安全法

1 . 次の文書は船舶安全法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) 船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ□□□□ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ
- (2) 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ□□□□ヲ置キタルトキハ之ヲ□□□□ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ□□□□ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス
- (3) 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ□□□□アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ□□□□内ニ其ノ事由ヲ具シ□□□□ニ再検査又ハ再検定ヲ申請シ再検査又ハ再検定ニ対シ□□□□アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- (4) 管海官庁ハ第六条ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ□□□□ヲ交付シ又ハ□□□□ヲ附スベシ
- (5) 船舶検査証書ノ有効期間ハ□□□□トス但シ旅客船ヲ除キ□□□□ヲ航行区域トスル船舶又ハ小型船舶ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ六年トス

2 . 次の文章中、□□□□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) □□□□を受けた製造者が当該□□□□物件を製造し、且つ管海官庁、□□□□又は小型船舶検査機構の検定を受け、これに合格した場合には、当該物件に関する船舶安全法第5条の検査(□□□□を除く。)又は第6条の検査を省略する。
- (2) 船舶安全法第2条第1項の規定は、専ら本邦の海岸から□□□□以内において従業する総トン数20トン未満の漁船には当分の間適用しない。
- (3) 小型船舶検査機構は、最初の定期検査に合格した船舶に対して、船舶検査証書、船舶検査手帳及び□□□□を交付する。
- (4) 国際航海に従事する総トン数□□□□以上の旅客船及び国際航海に従事する総トン数□□□□以上の船舶(旅客船、推進機関を有しない船舶及びもっぱら漁ろうに従事する船舶又は漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの(自ら漁ろうに従事する船舶に限る。))を除く。)には国際海事機関船舶識別番号を標示しなければならない。
- (5) 国土交通大臣の登録を受けた□□□□の検査を受け、船級の登録をした船舶が受有する船舶検査証書は、その船舶が当該船級の登録を□□□□されたとき又は旅客船となったときは、その有効期間を□□□□する。

16 . 船舶のトン数の測度に関する法律

1 . 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(2点)

船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から□□□□以内に、国土交通大臣に対し、その□□□□を申請しなければならない。

2 . 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文である。□□□□に入る適切な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。(8点)

(1) □□□□は、我が国における海事に関する制度において、船舶の□□□□を表すための主たる指標として用いられる指標とする。

(2) この法律において□□□□とは、外気に面したすべての開口に□□□□閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。

(3) この法律において「□□□□」とは、外板、仕切り(可動式のものを含む。)若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い(天幕を除く。)により閉囲されている□□□□のすべての場所をいう。

(4) 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書(条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。)、□□□□その他の物件を□□□□させることができる。

1 . 国際総トン数	2 . 総トン数	3 . 純トン数
4 . 閉囲場所	5 . 貨物積載場所	6 . 除外場所
7 . 上部構造物	8 . 国際トン数確認書	9 . 船舶国籍証書
10 . 総トン数証書	11 . 付加物	12 . 船舶内
13 . 船体	14 . 捜査	15 . 検査
16 . 重量	17 . 最大積載量	18 . 大きさ
19 . 上甲板	20 . 第二甲板	21 . 基準喫水線の位置
22 . 風雨密	23 . 気密	24 . 水密

17. 造船法

1. 以下の文章を読み、問題に答えよ。(5点)

A造船所は他の造船所より総トン数1万トンの鋼製の船舶の製造をすることができる設備を備える施設を譲り受けることとなった。

この際、A造船所は造船施設譲受許可申請書を提出することとなるが、申請書に記載しなければならない事項を下の語群から5つ選び、解答欄に記入せよ。

語群

(ア)申請者の名称及び主たる事務所の所在地、(イ)施設の敷地総面積、(ウ)事業計画、(エ)資金計画、(オ)労働力充足計画、(カ)事業の開始年月、(キ)最近の決算期における貸借対象表・損益計算書及び余剰金計算書の内容、(ク)資本金及び借入金並びに手持工事量、(ケ)借入金の償還計画並びに設備の償却計画、(コ)譲り受けようとする施設の名称及び所在地並びに当該施設に備える設備の概要、(サ)譲り受けようとする相手方の氏名及び住所、(シ)資産及び事業状況、(ス)譲受を必要とする理由、(セ)事業の種類、(ソ)譲受予定年月日

2. 次の(1)から(5)の文章のうち、正しいものには○を、間違っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 事業開始の届出をする際の添付書類は、定款、現に行っている事業の概要を説明する書類、最近の貸借対照表及び損益計算書、施設に備える設備の概要及び当該施設の敷地総面積を示す書類及び図面である。
- (2) 事業の開始等の届出は、常時5人以上の従業員を使用している工場ごとに提出しなければならない。
- (3) 造船法において、国土交通大臣の許可を受けず総トン数500トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができるドックを備える船舶の製造の施設を新設した者は、6箇月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められている。
- (4) 事業廃止届出書は、事業廃止の日から2ヶ月以内に提出しなければならないが、設備使用廃止報告書は、使用廃止する前にあらかじめ提出しなければならない。
- (5) 施設の借受の許可を受け、事業を行った後、施設の元の所有者に返還する際は、返還してから1箇月以内に、返還した旨届け出なければならない。

18 . 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、ア (当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要なイの設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定するウに対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。)を実施しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶のエは、当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定したウの変更その他の国土交通省令で定める事由があったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、オへの記載を行わなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、カ (カ以外の者がカに代わってその職務を行うべきときは、その者。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、アの実施を確保するために必要なキを実施させなければならない。
- (4) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第11条の規定に基づき、国際航海日本船舶のエは、クに定められた事項を、当該国際航海日本船舶の乗組員に周知させなければならない。
- (5) ケの有効期間は、6月とする。ただし、その有効期間は、国際航海日本船舶の所有者が当該国際航海日本船舶についてコの交付を受けたときは、満了したものとみなす。